

○筑波大学附属病院国際医療センターの組織及び運営に関する細則

〔平成28年3月28日〕
附属病院細則第14号

筑波大学附属病院国際医療センターの組織及び運営に関する細則

(趣旨)

第1条 この附属病院細則は、筑波大学附属病院の組織及び運営に関する規程（平成16年附属病院規程第1号。第3条において「病院組織等規程」という。）第19条に規定に基づき、国際医療センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(業務)

第2条 センターにおいては、附属病院に係る次の業務を行う。

- (1) 外国からの教員、研究者、臨床実習生等の受入れの支援に関すること。
- (2) 病院職員の海外派遣の支援に関すること。
- (3) 外国からの患者の受入れに関すること。
- (4) 外国の病院等との連携推進に関すること。
- (5) その他国際連携に関すること。

(センター副部長)

第3条 病院組織等規程第12条第4項の規定に基づき、センターに副部長1人を置く。

2 センター副部長は、センター部長を補佐し、前条に規定するセンターの業務を整理する。

(運営会議)

第4条 センターの円滑な運営を図るため、センター運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議は、次に掲げる構成員で組織する。

- (1) センター部長
- (2) センター副部長
- (3) 国際医療センター長の意見を聴いて附属病院長が指名する大学教員 若干人
- (4) 看護部の職員のうちから看護部長が指名する者 1人
- (5) 病院総務部総務課長
- (6) 病院総務部経営戦略課長
- (7) 病院総務部患者サービス課長
- (8) (株)つくばネクストパートナーズの社員のうちから、(株)つくばネクストパートナーズ統括責任者が指名する者 1人
- (9) その他附属病院長が特に必要と認めた者 若干人

(任期)

第5条 前条第2項第3号、第4号、第8号及び第9号の構成員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、構成員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

2 補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の構成員は、再任されることができる。

(構成員以外の者の出席)

第6条 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を運営会議に出席させ、説明又は意見の陳述を求めることができる。

(事務)

第7条 センターの事務は、病院総務部患者サービス課において処理する。

(雑則)

第8条 この附属病院細則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この附属病院細則は、平成28年4月1日から施行する。

2 筑波大学附属病院国際連携推進室の組織及び運営に関する細則(平成24年附属病院細則第36号)は、廃止する。